

とやまこども園 重要事項説明書

幼児教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 小牧外山学園
所 在 地	愛知県小牧市大字南外山421番地
電 話 番 号	0568-77-0807
代表者氏名	理事長 松岡 明範

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	とやまこども園
施 設 の 所 在 地	愛知県小牧市大字南外山421番地
連 絡 先	電話番号 0568-77-0807 FAX 0568-77-0837
管 理 者	園長 竹友 智美
対 象 児 童	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子ども
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 90人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 69人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 21人
開 設 年 月 日	平成31年4月1日

3 施設の目的・運営方針

とやまこども園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、良質な水準かつ適切な内容の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。

- (2) 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、教育・保育を提供するよう努めます。
- (3) 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県・市・小学校・他の特定教育・保育施設等、地域の子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (4) 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

4 施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	2, 6 7 4. 0 0 m ²
	園庭	1, 1 6 0. 1 6 m ²
園 舎	構 造	R C 造
	延べ面積	1, 3 0 3. 9 8 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室・ほふく室	1 室	ひよこ組（0 歳児・1 歳児）
保育室	8 室	あひる組（2 歳児） いちご組・ばなな組・めろん組（3 歳児・満 3 歳児） ぺんぎん組・うさぎ組（4 歳児） ぐれーぷ組・ぴーち組（5 歳児）
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
図書室	1 室	
保健室	1 室	
職員室	2 室	

5 職員の設置状況

職 種	職 務 内 容	常 勤	非常勤
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督する。	1 人	
教頭	園長を補佐し、園務を整理する。	1 人	
主幹保育教諭	園長及び教頭を助け、教育及び保育を行う。	1 人	
保育教諭	園児の教育及び保育を行う。	1 5 人	1 0 人
保育教諭補助員	保育教諭の職務を助ける。		4 人
事務職員	事務に従事する。	3 人	

※ 当園では「小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月1日小牧市条例第31号）に定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤 務 時 間	備 考
園長	正規の勤務時間帯（7：15～19：00）	左記の内8時間
教頭	正規の勤務時間帯（7：15～19：00）	左記の内8時間
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7：15～19：00）	左記の内8時間
保育教諭	正規の勤務時間帯（7：15～19：00）	左記の内8時間
保育教諭補助員	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）	左記の内6時間
事務職員	正規の勤務時間帯（7：15～19：00）	左記の内8時間

※ ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 教育・保育を提供する日

当園の教育・保育を提供する日は下記を除く、月曜日から土曜日となります。

（1）教育標準時間認定に関する休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 学年始休業 4月 1日から4月 6日まで

エ 夏季休業 7月21日から8月31日まで

オ 冬季休業 12月24日から1月 6日まで

カ 学年末休業 3月25日から3月31日まで

（2）保育時間認定に関する休業日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 年末年始 12月29日から1月 3日

7 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次の通りです。

（1）教育標準時間認定に関する教育時間

当園が定める次の時間帯とする。

月～金 午前9時30分から午後3時まで。

（内教育課程に係る教育時間午前10時から午後2時まで）

（2）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時30分から午後6時30分まで。

土 午前7時30分から午後5時30分まで。

（3）保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 午前8時30分から午後4時30分まで。

土 午前8時30分から午前12時30分まで。

(4) 預かり保育に関する保育時間

別に定める「のこのことやま」（預かり保育）実施要項により預かり保育を提供する。提供する時間は、当園が定める次の時間帯の範囲内で、預かり保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時30分から9時30分まで。

午後3時から午後6時30分まで。

(5) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時30分から午後6時30分まで。

土 午前7時30分から午後5時30分まで。

8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

園児の主体的な活動を促し、遊びを通しての指導を中心として、幼児期の終わりまでに育つことが期待される、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度などを育成することをねらいとし、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、幼児の発達段階に応じて系統的に編成して、上記7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

(2) 一日の流れ、年間行事は、別表1・2（P7参照）の通りです。

(3) 食事の提供

0歳～5歳児まで、1号・2号・3号認定子ども共通で、本園で調理した食事を提供します。長時間（預かり）保育におけるおやつも同様に調理室にて準備し提供いたします。

ア 食事の時間は、別表1（P7参照）の通りです。

イ 献立表は毎月別途お知らせします。

ウ 食物アレルギー等がある場合はご相談ください。（P12参照）

エ 土曜日は、乳児（3号）には簡易的な昼食を用意します。幼児（2号）は弁当を持たせてください。おやつは園で用意しますが、幼児は、翌月代金を請求させていただきます。

(4) 預かり保育の提供

1号認定子どもについては、上記の教育・保育時間の前後及び長期休業日に保育を希望される保護者のため、別に定める「預かり保育実施要項」により預かり保育を提供します。

9 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
 - 1号・2号認定子ども…国の制度により無償
 - 3号認定子ども …小牧市の制度により無償
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
別表3（P8参照）に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途ご説明いたします。
- (3) 1号認定子どもとして入園を許可された園児は、入園受入準備金30,000円を納付していただきます。
- (4) 預かり保育に係る利用者負担額は、別に定める（預かり保育）実施要項により費用を負担していただきます。

10 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には幼児教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の嘱託契約を締結しています。

- (1) 内科医

所属機関の名称	春日井市医師会
医 院 長 名	井上 陽平
所 在 地	春日井市牛山町296-21
電 話 番 号	080-9827-1738

- (3) 歯科医

医療機関の名称	外山デンタルクリニック
医 院 長 名	穂積 隆浩
所 在 地	小牧市北外山1595
電 話 番 号	0568-71-4466

12 緊急時の対応

教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。特に緊急の場合は、保護者の了解を待たずに医療機関へ連れていくことがあります。緊急連絡先が変わった場合は、速やかに園にご報告ください。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	・受付担当者 教頭 片 江 市 子 ・ご利用時間 8：30～17：30 ・電話番号 0568－77－0807 F A X 0568－77－0837 担当者が不在の場合は、職員までお申し出ください。	
解決責任者	園長 竹 友 智 美	
第三者委員	戸田敦子	電話番号 0568－31－2478
		元保育教諭
	社本広美	電話番号 0568－77－0285
		子育て広場相談員

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月実施します。

1 5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	愛私幼稚園賠償責任保険・幼稚園団体傷害保険 日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	園児や第三者の身体・財物に与えた法律上の賠償責任 園管理下における園児の怪我
保険金額	賠償責任保険 対人1名7千万円 1事故5億円 財物1事故5百万円 死亡・後遺障害保険 20万円 スポ振センター災害共済 医療費5千円以上に給付

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表1 1日の保育の流れ

月曜日～金曜日

	1号	2号	3号
7:30	開園		
8:30	預かり保育	室内遊び 登園（保育短時間） 室内遊び	
9:00	登園	健康観察	
10:00	主活動（自発的な活動）		おやつ
11:30	給食準備 給食		遊び・散歩 給食準備 給食
12:30	遊び・自発的な活動		午睡
14:00	降園準備・降園		起床
15:00	おやつ		おやつ
16:30	預かり保育 （合同保育）	合同保育 降園（保育短時間）	室内遊び
18:30	全員降園		

土曜日

	2号	3号
7:30	開園	
8:30	室内遊び 登園（保育短時間） 室内遊び 健康観察	
10:00	おやつ（3号） 自由遊び（室内、屋外）	
11:30	昼食	
12:30	降園（保育短時間）	
13:00	午睡	
15:00	起床 おやつ 室内遊び	
17:30	降園	

別表2 主な行事

4月	入園式	・ 3歳児の幼児のみで行います。（4歳、5歳の転入・新入の方も含む） ・ 0， 1， 2歳で入園の方、満3歳児入園の方は、3歳児に進級したときに参加していただきます。
5月	親子遠足	・ 平日に開催します。親子で参加してください。
10月	アート展	・ 土曜日に開催します。親子で参観してください。
12月	運動会	・ 平日に開催します。保護者の方も参加してください。
2月	園遊会	・ 平日各クラス別に分かれて行います。保護者の方も参加してください。
3月	卒園式	・ 卒園する園児とその保護者で行います。
毎月	誕生会	・ 毎月幼児（3～5歳）のみで行います。 誕生月のお子様の保護者の方はご出席ください。 乳児は、各部屋で誕生月に子ども達だけでお祝いします。 ・ 年中組（4歳）の保護者には園児と一緒に給食を食べていただきます。
随時	保育参観	・ 6月から1月までの期間、1クラス午前、午後1組ずつ予約制にて参観していただきます。
随時	保育参加 Papa先生 Mama先生	・ 6月から2月までの期間、保護者の方に保育を体験していただき、園の様子をより深く知っていただいて教育や保育に対しての理解を深めていただきます。
毎月	避難訓練 身体測定	・ 毎月行います。
春・秋	内科健診 歯科健診	・ 年2回行います。
	遠足	・ 園児のみで、年2～3回行います。
子どもの日・七夕まつり・節分・ひな祭りなど子ども達で行います。		

別表 3

教育・保育の提供に要する利用者負担金

(月額・単位円)

	5・4歳児		3歳児		満3歳	2歳児	1・0歳児
認定	1号	2号	1号	2号	1号	3号	3号
保育料	無 償					無償 (小牧市)	
教育充実費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0	0
施設維持費	500	500	500	500	500	1,500	1,500
給食費	4,800	5,800	4,800	5,800	4,800	0	0

- ① 教育充実費は、教材・絵本代等教育に要する経費に充当します。
- ② 施設維持費は、園舎等施設設備の維持・改修等に要する経費に充当します。
- ③ 給食費は年額を月割りした額です。従って夏休み期間等も均一に徴収いたします。
1号 (主食費800円、副食費4,000円) 2号 (主食費1,000円、副食費4,800円)
- ④ 利用者負担等毎月定額で納めていただく費用は、原則として当園指定の金融機関 (いちい信用金庫) を通じての口座振替により納めていただきます。振替指定日は原則として毎月15日です。(銀行休業日の場合は翌日営業日)
- ⑤ その他、※保護者会費 (みどり会) ・実費徴収金 (諸行事費・用品費等) をご負担いただきます。

※保護者会

当園では、園児の保護者の皆様全員に保護者会 (みどり会) に加入していただきます。様々な行事等へのご協力や、保護者の立場から幼児教育や保育を考え、ご意見等をいただきます。